

原子力損害賠償の和解の仲介について

原子力損害賠償紛争解決センター

原子力損害賠償紛争解決センターとは何ですか？



当センターは、今回の東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故により被害を受けた方々の原子力事業者（東京電力）に対する損害賠償請求について、円滑、迅速、かつ公正に紛争を解決することを目的として設置された公的な紛争解決機関です。

どのような紛争が申し立てられるのですか？



- ・東京電力が提示する条件では、合意できない。
- ・東京電力に被害を申し出たが、賠償されない。

などのほか、今回の事故で生じた損害の賠償全般について、当センターに「和解の仲介」を申し立てることができます。

和解の仲介とは何ですか？



第三者が当事者の間に入り、当事者の合意（和解）による紛争の解決に努めることを「和解の仲介」といいます。

当センターでは、中立・公正な立場の仲介委員（弁護士等）が、お互いの事情などをお伺いしながら紛争の解決を目指します。

※当センターでの和解の仲介手続についての詳細は、裏面に記載の当センターホームページをご覧ください。

このたびの事故による損害の賠償については、文部科学省に設置された原子力損害賠償紛争審査会で、賠償の範囲の考え方についての中間指針が示されています。

なお、中間指針に含まれない損害項目であっても、それぞれの事情から、賠償の対象と認められる可能性があります。

和解仲介の手続の流れ(標準的な例)

原子力損害の賠償に関する紛争

和解仲介手続申立書の作成

(書類は下記から入手できます。)

センターから
入手

ホームページ
から入手

公的機関から
入手

申立書の提出

- ・申立書に必要事項を記入し、必要な書類とともに当センター東京事務所までご郵送ください。

申立書の受理

- ・当センターが申立書に形式的な不備がないか検討します。
※審査の段階で書類の追加をお願いすることもあります。
- ・検討後、受理・不受理についてご連絡します。

和解の仲介

- ・中立・公正な立場の仲介委員が、当事者両方の意見を調整します。
※標準仲介期間は概ね3か月程度。
※面談、電話、書面等での交渉となります。
※状況により、和解の仲介を打ち切ることもあります。

和解案の提示

合意

不合意

打ち切り

和解の成立

和解の不成立

東京電力株式会社から
賠償金のお支払い

裁判手続等

原子力損害賠償紛争解決センター

〔東京事務所〕↓申立書はこちらにご郵送ください
〒105-0004
東京都港区新橋 1-9-6 (COI 新橋ビル 3階)

〔福島事務所〕
〒963-8811
福島県郡山市方八町 1-2-10 (郡中東口ビル 2階)

受付電話番号: 0120-377-155 (受付時間 平日 10:00~17:00)

E-mail: chukai@mext.go.jp

ホームページ: http://www.mext.go.jp/a_menu/anzenkakuho/baisho/1310412.htm

または

原子力損害賠償紛争解決センター

検索